

島交規乙第297号  
令和元年5月16日

各警察署長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

駐車場法施行令第7条第3項の規定による協議に係る留意事項について（通達）

駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第354号。以下「改正令」という。）が、平成30年12月27日公布・施行された。

今回の改正の経緯、改正令による改正後の駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「新令」という。）の解釈及び交通警察の対応については、駐車場法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について（平成31年1月15日島交規乙第33号本部長通達）のとおりであるが、新たに追加された道路又はその部分に路外駐車場の出入口が設置される場合に、新令第7条第3項の規定に基づき、公安委員会が国土交通大臣から路外駐車場の出入口の設置に係る協議を受けた際の留意事項は下記のとおりであることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官から各地方整備局建政部都市整備課長等宛てに「駐車場法施行令に基づく国土交通大臣認定の運用について」（平成31年3月22日付け事務連絡）が発出されているので、執務の参考とされたい。

#### 記

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第44号第2号に掲げる道路の部分（道路のまがりかどから五メートル以内の部分）への出入口の設置に係る協議
  - (1) 一方通行である場合には、入場ゲートまでの距離や出入口の視認性が確保されているか否か確認すること。
  - (2) 一方通行でない場合であっても、入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配置、進行方向の限定、変速車線の設置等により駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。
- 2 法第44号第4号又は5号に掲げる道路の部分（安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分又は乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分）への出入口の設置に係る協議
  - (1) 路面電車等が道路の中央を通行する場合、道路の中央に位置する安全地帯等に柵等が設置され、当該安全地帯等を利用する歩行者の車道横断を物理的に防止することなどにより、歩行者と道路交通の錯綜が防止されているか否か確認すること。

- (2) 入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配置、進行方向の限定その他交通整理、変速車線の設置等により駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。
- 3 新令第7条第2項第3号に掲げる道路の部分（幅員が六メートル未満の道路）への出入口の設置に係る協議
  - (1) 一方通行である場合には、入場ゲートまでの距離を確保するなど前面道路での入庫待ちが防止されているか、出入口の視認性が確保されているか否か確認すること。
  - (2) 一方通行でない場合であっても、入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配備、退避スペースの確保、進行方向の限定等により、駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。

別添 〔略〕